

補助金交付に必要な書類及び添付書類は次のとおりです。(書類様式及び記入例は同封しています)
提出する書類への記入及び添付書類の用意ができたなら口にチェックを入れ、必要な項目全てに
チェックが入ったことを確認後に提出してください。 ※書類の記載もれや添付もれがあると受理できません。

提出する書類名	内容説明等
<input type="checkbox"/> 実績報告書 (第5号様式) 【必須】	必要事項を記入し、以下の添付書類を添付してください。 【必須】 <input type="checkbox"/> 浄化槽設置完了届(補助金申請用) ※市役所職員が浄化槽設置工事の立会いをしていない場合は、 浄化槽メーカーが発行する出荷証明書を添付する必要があります。 <input type="checkbox"/> 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し <input type="checkbox"/> 浄化槽工事に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 住民票(※申請時から住所を変更している場合のみ必要) <input type="checkbox"/> 浄化槽管理講習会受講済証書の写し <input type="checkbox"/> 浄化槽法第11条に基づく法定検査の契約証明書の写し ●単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去を伴う工事の場合に 追加で必要となる書類(※該当者のみ) <input type="checkbox"/> 設置費用及び撤去費用の明細が確認できる領収書の写し <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る工事写真 (工事前・清掃・撤去・処分の実施をそれぞれ確認できるもの) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し ●単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換 に伴う配管工事の場合に追加で必要となる書類(※該当者のみ) <input type="checkbox"/> 配管工事費用が確認できる領収書の写し <input type="checkbox"/> 転換に伴う配管工事に係る工事写真 (工事前・工事中・工事後の状態をそれぞれ確認できるもの)
<input type="checkbox"/> 変更承認申請書 (第4号様式) (※該当者のみ)	補助金申請時から何らかの変更(浄化槽設置場所への住所移転等)がある場合、必要事項を記載のうえ、提出してください。 <u>※変更がない場合は、提出する必要はありません。</u>
<input type="checkbox"/> 工事費支払確約書 (第6号様式) (※該当者のみ)	工期の都合などにより、浄化槽の工事業者からの領収書の写しの添付ができない場合は、この書類を提出してください。 <u>※領収書の写しがある場合は、提出する必要はありません。</u>
<input type="checkbox"/> 補助金交付請求書 (第8号様式) 【必須】	請求金額、交付決定者情報(住所、氏名、電話番号)および口座情報について、それぞれ記入してください。
<input type="checkbox"/> 口座振替申請書 【必須】	補助金は、市から申請者本人名義の口座に直接振り込まれます。 振り込みを希望する口座の情報を記入してください。

●補助金交付までの流れ

- ①工事が完了する。
- ②実績報告書等、補助金交付請求書および口座振込申請書を提出、受理される。
- ③補助金が口座へ振り込まれる。

※補助金の振込日は、実績報告書等の書類がすべて提出された翌月末の予定となります。